

7月から国民健康保険税の納付が始まります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心して医療を受けるために加入者が国民健康保険税（国保税）を出し合い、みんなで助け合って健康を守ることを目的とした制度です。国保税は皆さんの健康を守る大切な財源です。国保税の納税通知書は7月に納税義務者（世帯主）あてに郵送します。



平成22年度の国保税制度の主な改正点

- ▶医療分の課税限度額が47万円から50万円に改正、後期高齢者支援分の課税限度額が12万円から13万円に改正されました。
- ▶離職時点で65歳未満のかたで、倒産、解雇などによる離職者（特定受給資格者）および雇い止めなどによる離職者（特定理由離職者）となった場合、申告することで4月から一定期間、国保税が軽減されます。
- ▶被用者保険から後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者（65歳以上）のかたが国民健康保険の被保険者となった場合、国保税の減免の対象期間が2年間から当分の間継続になります。

■普通徴収と特別徴収の通知について

年金から天引きされる特別徴収のかたには①「国民健康保険税額決定通知書兼特別徴収開始通知書」、納税通知書で納める普通徴収のかたには②「国民健康保険税納税通知書」、年度の途中から徴収方法が切り替わるかたには①と②の通知書を郵送します。

特別徴収のかたは申し出により口座振替で支払うこともできます。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

■国保税の納付が困難な場合は早めにご相談を！

災害や病気などのやむを得ない事情により、国保税の納付が困難なときは、納期限の7日前までに収納課（市役所本館1階内線197）にご相談ください。国保税を納めないで督促を受けたり、延滞金が加算されたり、次のような措置がとられる場合があります。

- ▶有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。
- ▶納期限から1年以上滞納すると保険証を返還し、被保険者であることを証明する「資格証明書」が交付されます。その場合、医療費はいったん全額自己負担することになります。
- ▶納期限から1年6カ月以上滞納すると、国保の給付の全部または一部を差し止める場合があります。

問い合わせ先 国保年金課国保税係（☎235111内線242）

中小企業の
皆さまへ

事業資金の借りに伴う保証料などを補給します

中小企業の事業資金の借りを円滑にするため、次のとおり事業資金の利用に伴う保証料を補給します。

さらに「活性化資金」では、中心市街地活性化基本計画区域内で利用（同区域内に進出予定を含む）するときは利率1%の利息を3年間補給しますのでご利用ください。

■主な事業資金の融資制度の概要

（平成22年4月1日現在）

事業資金	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料
簡易小口資金	1,250万円	5年以内	3.1%以内	全額
活性化資金	2,000万円	7年以内	3.3%以内	1/2
長期経営安定資金	1,000万円	10年以内	3.6%以内	全額

■相談・申し込み先 市内各金融機関および秋田銀行大湯支店

※事業資金の借りに伴う保証料など事業者への支援情報は、随時市ホームページで紹介しています。

問い合わせ先 商工労政課商工係（☎235111内線346）